

大和市教育委員会 9 月定例会

日 時 平成 23 年 9 月 29 日
午前 9 時 30 分
場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 32 号) 大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 33 号) 大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 34 号) 平成 24 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について

日程第 4 大和市教育委員会委員長の選任及び委員長職務代理者の指定について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 32 号

大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第5条」を「第6条」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（対象となる活動）

第2条 学校施設を使用できる活動は、原則として各学校の地域に属する市民による、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 音楽室、美術室、技術室その他特別教室等を継続的に使用する、社会教育に関する活動
その他これに類するもの
- (2) 校庭、体育館又は武道場（以下「運動施設」という。）を継続的に使用する、スポーツに関する活動その他これに類するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、一時的に使用する公共のための活動で、教育委員会が特に認めるもの

（使用時間等）

第3条 学校施設を使用できる日（12月29日から1月3日まで及び前条第1号に規定する活動については月曜日を除く。）は、学校長が学校教育上支障がないと認める日（以下「使用可能日」という。）とし、使用できる時間等は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合にはこの限りでない。

2 学校長は、教育委員会が指定する日までに、使用可能日を教育委員会に通知するものとする。

第3条の2を削る。

第11条中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条を第14条とする。

第10条を削り、第9条中「使用するもの」を「使用者」に、「学校施設使用料還付申請書」を「学校開放施設使用料還付申請書」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（文書等の種類）

第13条 この規則の規定により使用する様式は、別表第3に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

第8条中「第4条」を「第5条」に改め、同条第1号中「使用するもの」を「使用者」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「教育長」を「教育委員会」に、「とき」を「とき。」に改め、同条を第11条とする。

第7条を削り、第6条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第9条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第10条 条例第5条第2項の規定による減免は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、電気陶芸窯及び校庭夜間照明設備に係る使用料については、市が主催し、又は共催する事業の場合を除き、減免しない。

第5条中「もの」を「者（以下「使用者」という。）」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 使用後は、責任をもって清掃を行い、ごみ類は持ち帰り、戸締りを完全にすること。

(5) 学校職員、近隣住民、他の使用者等に対し迷惑を及ぼす行為をしないこと。

第5条第6号を削り、同条を第8条とする。

第4条を削り、第3条の次に次の4条を加える。

(利用者登録の申請)

第4条 第2条第1号及び同条第2号に規定する活動のために使用の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たし、学校開放利用者登録申請書により利用者登録の申請をしなければならない。

(1) 構成員の人数が、第2条第1号に規定する使用（以下「1号使用」という。）にあたっての利用者登録は2人以上、同条第2号に規定する使用（以下「2号使用」という。）にあたっての利用者登録は10人以上であること。

(2) 構成員における市内に在住、在学又は在勤する者の占める割合が2分の1以上であること。

(利用者登録の承認等)

第5条 教育委員会は、前条に規定する申請を受理したときは、要件、その使用目的及び内容を審査し、登録を承認するときは学校開放利用者登録決定通知書により、承認しないときはその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により、利用者登録の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）は、登録事

項に変更があった場合、速やかに学校開放利用者登録変更申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年教育委員会規則第12号）第6条第3項各号に掲げる登録団体は、1号使用に限り登録団体とみなす。
(利用者登録の有効期間)

第6条 利用者登録の有効期間は、承認をした日から2年間とする。

(使用の申請)

第7条 使用許可を受けようとする者は、学校開放施設使用申請書(以下「申請書」という。)により申請し、学校開放施設使用決定通知書の交付を受けなければならない。

- 2 申請書の提出期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 1号使用に係る申請 使用日の属する月の前月の初日から使用日の5日前まで

(2) 2号使用に係る申請 使用日の属する月の前々月で教育委員会が別に定める日。ただし、渋谷中学校武道場の利用に係る申請については、前号に定める期間

(3) 第2条第3号に規定する使用に係る申請 使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日の5日前まで

- 3 前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、当該各号に規定する提出期間中に日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる日(生涯学習センターにおける申請の受付においては、休館日に当たる日)がある場合の提出期間は、当該提出期間内でこれらの日を除いたものとする。

別表を次のように改める。

別表(第13条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	学校開放利用者登録申請書	第4条
第2号様式	学校開放利用者登録決定通知書	第5条
第3号様式	学校開放利用者登録変更申請書	第5条
第4号様式	学校開放施設使用申請書	第7条
第5号様式	学校開放施設使用決定通知書	第7条
第6号様式	学校開放施設使用料還付申請書	第12条

別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1(第3条関係)

区 分		校 庭	校庭を除く施設
大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年大和市教育委員会規則第4号)第3条に規定する休業日(以下「休業日」という。)		午前9時から午後5時まで。ただし、北大和小学校、大和小学校及び渋谷中学校については、午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで。ただし、渋谷中学校の教室及び武道場については、午前10時から午後9時まで
休業日を除く	小学校	北大和小学校及び大和小学校に限り、午後7時から午後9時までの間使用することができる。	午後6時から午後9時まで
	中学校	渋谷中学校に限り、午後7時から午後9時までの間使用することができる。	午後7時から午後9時まで。ただし、渋谷中学校総合学習スペースの教室については、午前10時から午後9時まで

別表第2 (第10条関係)

使用内容	減免の範囲
1 市が主催し、又は共催する事業等のために使用するとき。	全額
2 自治会や地域活性化会議などが地域活動で使用するとき。	全額
3 地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用するとき。	全額
4 国又は他の地方公共団体が主催する事業等のために使用する場合。	2分の1の額
5 公共的団体又は非営利法人が使用するとき(2の項又は3の項に規定するときを除く。)	2分の1の額
6 第5条第1項に規定する登録の承認を受けた者が使用するとき。	2分の1の額
7 その他教育委員会が特別の理由があると認めたとき。	2分の1の額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、改正後の第10条の規定は、平成24年4月1日以降の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

2 この規則による改正後の大和市学校施設使用条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第7条の規定による使用許可の申請その他の新規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の前に行うことができる。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

（大和市立学校施設の開放に関する規則の廃止）

4 大和市立学校施設の開放に関する規則（昭和51年大和市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

大和市立学校施設使用条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市立学校施設使用条例施行規則</p> <p>昭和44年教委規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市立学校施設使用条例(昭和34年大和市条例第2号以下「<u>条例</u>」という。)第6条の規定に基づき、<u>条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(対象となる活動)</p> <p>第2条 <u>学校施設を使用できる活動は、原則として各学校の地域に属する市民による、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>音楽室、美術室、技術室その他特別教室等を継続的に使用する、社会教育に関する活動その他これに類するもの</u></p> <p>(2) <u>校庭、体育館又は武道場(以下「運動施設」という。)を継続的に使用する、スポーツに関する活動その他これに類するもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、一時的に使用する公共のための活動で、教育委員会が特に認めるもの</u></p> <p>(使用時間等)</p> <p>第3条 <u>学校施設を使用できる日(1月29日から1月3日まで及び前条第1号に規定する活動については月曜日を除く。)は、<u>校長が学校教育上支障がないと認める日(以下「使用可能日」という。)</u>とし、<u>使用できる時間等は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合にはこの限りでない。</u></u></p>	<p>○大和市立学校施設使用条例施行規則</p> <p>昭和44年教委規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市立学校施設使用条例(昭和34年大和市条例第2号)第5条の規定に基づき、<u>条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(使用の範囲)</p> <p>第2条 <u>次の各号の1に該当するときは、学校施設を使用することができる。ただし、<u>教育上又は管理上支障があると認めるときはこの限りでない。</u></u></p> <p>(1) <u>社会教育関係団体が使用するとき</u></p> <p>(2) <u>公共的団体が使用するとき</u></p> <p>(3) <u>教育長が必要と認めるとき</u></p> <p>(使用時間)</p> <p>第3条 <u>学校施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>教育長が特に必要と認める場合には変更することができる。</u></u></p>

2 学校長は、教育委員会が指定する日までに、使用可能日を教育委員会に通知するものとする。

＜削除 ※第13条へ＞

(利用者登録の申請)

第4条 第2条第1号及び同条第2号に規定する活動のために使用の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たし、学校開放利用者登録申請書により利用者登録の申請をしなければならない。

- (1) 構成員の人数が、第2条第1号に規定する使用（以下「1号使用」という。）にあたっての利用者登録は2人以上、同条第2号に規定する使用（以下「2号使用」という。）にあたっての利用者登録は10人以上であること。
- (2) 構成員における市内に在任、在学又は在勤する者の占める割合が2分の1以上であること。

(利用者登録の承認等)

第5条 教育委員会は、前条に規定する申請を受理したときは、要件、その使用目的及び内容を審査し、登録を承認するときは学校開放利用者登録決定通知書により、承認しないときはその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により、利用者登録の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があった場合、速やかに学校開放利用者登録変更申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年教育委員会規則第12号）第6条第3項各号に掲げる登録団体は、1号使用に限り登録団体とみなす。

(文書等の種類)

第3条の2 この規則の施行のために必要な文書等の種類は、別表のとおりとし、様式は別に定める。

＜新規＞

＜新規＞

（利用者登録の有効期間）

第6条 利用者登録の有効期間は、承認をした日から2年間とする。

（使用の申請）

第7条 使用許可を受けようとする者は、学校開放施設使用申請書（以下「申請書」という。）により申請し、学校開放施設使用決定通知書の交付を受けなければならぬ。

2 申請書の提出期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（1）1号使用に係る申請 使用日の属する月の前月の初日から使用日の5日前まで

（2）2号使用に係る申請 使用日の属する月の前々月で教育委員会が別に定める日。ただし、渋谷中学校武道場の利用に係る申請については、前号に定める期間

（3）第2条第3号に規定する使用に係る申請 使用日の属する月の3月前月の初日から使用日の5日前まで

3 前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、当該各号に規定する提出期間中に日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たたる日（生涯学習センターにおける申請の受付においては、休館日に当たたる日）がある場合の提出期間は、当該提出期間内でこれらの日を除いたものとする。

〈新規〉

（使用の申請）

第4条 条例第2条の規定により学校施設を使用しようとするものは、学校施設使用申請書（以下「申請書」という。）により申請し、学校施設使用に関する通知書（以下「通知書」という。）の交付を受けなければならない。

2 申請書の提出については、特別の定めのある場合のほか使用の日の5日前までに教育長に提出し、通知書の交付を受けなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合には、校長に申し出ることによって申請書の提出にかえる。

（1） 附属設備の使用

（2） PTA等学校関係者の使用

(使用上の遵守事項)

第8条 学校施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略

(4) 使用後は、責任をもって清掃を行い、ごみ類は持ち帰り、戸締りを完全にすること。

(5) 学校職員、近隣住民、他の使用者等に対し迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(使用料の納付)

第9条 条例第5条第1項の規定による使用料は前納しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第5条第2項の規定による減免は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、電気陶芸窯及び校庭夜間照明設備に係る使用料については、市が主催し、又は共催する事業の場合を除き、減免しない。

(使用上の遵守事項)

第5条 学校施設を使用するものは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略

(4) 使用後は戸締りを完全にし、管理者に報告しなければならない。

(5) 使用後の清掃は、使用したものが責任をもって行うこと。

(6) 騒音等が発生し又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(使用料の納付)

第6条 条例第4条第1項の規定による使用料は前納しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第4条第2項の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に及び、当該各号に掲げる割合とする。ただし、電気陶芸窯に係る使用料については、第1号に該当する場合以外は、減免しない。

- (1) 大和市が使用するとき 全額免除
- (2) 社会教育関係団体が使用するとき 全額免除(午後5時以降は2分の1免除)
- (3) その他教育長が特に必要があると認めるとき 2分の1以上免除

(使用料の還付基準)

第11条 条例第5条第3項の規定により使用料を還付する場合は次のとおりとする。

- (1) 使用者の責任によらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会が正当の理由があると認めるとき。

(使用料の還付申請)

第12条 使用者が使用料の還付を受けようとするときは、学校開放施設使用料還付申請書及び既納の使用料の領収書を添えて市長に申請しなければならぬ。

(削除→条例へ)

(文書等の種類)

第13条 この規則の規定により使用する様式は、別表第3に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

(使用料の還付基準)

第8条 条例第4条第3項の規定により使用料を還付する場合は次のとおりとする。

- (1) 使用するものの責任によらない理由により使用することができないとき
- (2) 使用前に使用の取り消しを申し出て、教育長が正当の理由があると認めるとき

(使用料の還付申請)

第9条 使用するものが使用料の還付を受けようとするときは、学校施設使用料還付申請書及び既納の使用料の領収書を添えて市長に申請しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育長は、次の各号の1に該当するときは、その使用許可を取り消し若しくは使用を禁止し、又は制限することができる。この場合において、使用するものに損害を生ずることがあってもその責任は負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき
- (2) 使用許可後第2条ただし書きに該当するに至ったとき
- (3) その他教育委員会が必要と認めるとき

<新規>

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、改正後の第10条の規定は、平成24年4月1日以降の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

2 この規則による改正後の大和市学校施設使用条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第7条の規定による使用許可申請その他の新規則を施行するため必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

(大和市立学校施設の開放に関する規則の廃止)

4 大和市立学校施設の開放に関する規則（昭和51年大和市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

区分	校庭	校庭を除く施設
大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年大和市教育委員会規則第4号)第3条に規定する休業日(以下「休業日」という。)	午前9時から午後5時まで。ただし、北大和小学校、大和小学校及び渋谷中学校については、午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで。ただし、渋谷中学校の教室及び武道場については、午前10時から午後9時まで
休業日を除く小学校	北大和小学校及び大和小学校に限り、午後7時から午後9時までの間使用することができる。	午後6時から午後9時まで
中学校	渋谷中学校に限り、午後7時から午後9時までの間使用することができる。	午後7時から午後9時まで。ただし、渋谷中学校総合学習スペースの教室については、午前10時から午後9時まで

別表第2 (第10条関係)

使用内容	減免の範囲
1 市が主催し、又は共催する事業等のために使用するとき。	全額
2 自治会や地域活性化会議などが地域活動で使用するとき。	全額
3 地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用するとき。	全額
4 国又は他の地方公共団体が主催する事業等のために使用する場合。	2分の1の額
5 公共的団体又は非営利法人が使用するとき(2の項又は3の項に規定するときを除く。)	2分の1の額

6 第5条第1項に規定する登録の承認を受けた者が使用する <u>とき。</u>	2分の1の額
7 <u>その他教育委員会が特別の理由があると認めたととき。</u>	2分の1の額

別表第3 (第13条関係)

様式番号	様式の名目	関係条文
第1号様式	学校開放利用者登録申請書	第4条
第2号様式	学校開放利用者登録決定通知書	第5条
第3号様式	学校開放利用者登録変更申請書	第5条
第4号様式	学校開放施設使用申請書	第7条
第5号様式	学校開放施設使用決定通知書	第7条
第6号様式	学校開放施設使用料還付申請書	第12条

別表 (第3条の2関係)

	文書等の種類
1	学校施設使用申請書
2	学校施設使用に関する通知書
3	学校施設使用料還付申請書

議案第 33 号

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願
いたく提案する。

平成 23 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則（平成 17 年大和市教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 12 条」を「第 15 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 9 条第 2 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 3 条第 2 項、第 4 条及び第 5 条を削り、第 6 条を第 4 条とし、第 7 条を削り、第 8 条を第 5 条とする。

第 9 条中「第 10 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 10 条中「第 11 条」を「第 14 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 11 条を第 8 条とし、第 12 条を第 9 条とする。

第 13 条中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条を第 10 条とする。

別表第 1 中「(第 9 条関係)」を「(第 6 条関係)」に改める。

別表第 2 中「(第 12 条関係)」を「(第 9 条関係)」に改め、同表中

「	第 8 条		「	第 5 条	
	第 9 条	を		第 6 条	に改める。
	第 10 条	」		第 7 条	」

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則</p> <p>平成 17 年 12 月 27 日 教委規則第 18 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、大和市下鶴間ふるさと館条例(平成 17 年大和市条例第 46 号。以下「条例」という。)第 15 条の規定に基づき、条例の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により下鶴間ふるさと館の母屋を占有し て使用しようとする者は、下鶴間ふるさと館使用承認申請書を教育委員 会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(削除)</p>	<p>○大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則</p> <p>平成 17 年 12 月 27 日 教委規則第 18 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、大和市下鶴間ふるさと館条例(平成 17 年大和市条例第 46 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づき、条例の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第 2 条 条例第 9 条第 2 項の規定により下鶴間ふるさと館の母屋を占有し て使用しようとする者は、下鶴間ふるさと館使用承認申請書を教育委員 会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の承認に際して下鶴間ふるさと館の管理上必要な条 件を付することができる。</p> <p>(使用の不承認等)</p> <p>第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 施設等の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 集团的又は常習的な暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益</p>

になると認めるとき。

(8) 営利を主たる目的とするとき。

(4) 下鶴間ふるさと館の施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(5) その他管理運営上支障があると認めるとき。

(使用权の譲渡等の禁止)

第5条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第6条 略

(使用承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取消し、又は使用を停止させることができる。

(1) 条例及びこの規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は条件に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。

(4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用の取消又は変更)

第8条 略

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定による減免は、別表第1のとおりとする。

2 略

(使用料の還付)

(削除)

(設備の変更禁止)

第4条 略

(削除)

(使用の取消又は変更)

第5条 略

(使用料の減免)

第6条 条例第13条の規定による減免は、別表第1のとおりとする。

2 略

(使用料の還付)

第7条 条例第14条ただし書きに規定する使用料の還付は、次に掲げる場合にを行うものとする。

(1)・(2) 略

2 略

(入館者等の遵守事項)

第8条 略

(様式)

第9条 略

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表第1(第6条関係)

1 略

2 略

別表第2(第9条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
略	略	略
略	略	略
略	略	第5条
略	略	第6条
略	略	第7条

第10条 条例第11条ただし書きに規定する使用料の還付は、次に掲げる場合にを行うものとする。

(1)・(2) 略

2 略

(入館者等の遵守事項)

第11条 略

(様式)

第12条 略

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第1(第9条関係)

1 略

2 略

別表第2(第12条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
略	略	略
略	略	略
略	略	第8条
略	略	第9条
略	略	第10条

議案第 34 号

平成 24 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について

平成 24 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成24年度 大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針

大和市教育委員会

大和市教育委員会は、学校の組織力を高めるとともに、教職員の意欲と専門性の向上を図るため、また、教職員の世代交代が円滑に進むよう、人事異動にあたっては、次の事項を基本方針とし、関係機関の協力のもとに教職員の適正な配置に努めるものとする。

【基本方針】

1. 適材を適所に配置する。

教職員の能力を最大限に発揮できるよう、広く適材を適所に配置し、意欲と専門性の向上を図り、人材育成を推進していく。

2. 教職員の編成を刷新強化する。

新採用・再任用教職員の配置、転任及び配置換えによって、教職員の編成を刷新強化し、学校の組織力の向上を目指していく。

3. 若手教職員の育成を図る。

経験豊かな教職員が多く退職する中、若手教職員への継承に努めるとともに、早い段階で、各校種間や行政、他市町村との人事交流を積極的に進めるなどし、若手教職員の育成を図っていく。

議案第 35 号

大和市教育委員会教育長の任命について

大和市教育委員会教育長の任命について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正